

平成18年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成18年12月8日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時	開議	平成18年12月20日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
及 び 宣 告	閉会	平成18年12月20日 午前10時58分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番	深 村 繁 雄	出
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出	

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	福祉課長(本庁)	
	助 役	古 賀 一 也	農林課長(本庁)	
	教 育 長	池 田 修	商工観光課長(本庁)	
	総 務 部 長	中 島 庸 二	建設課長(本庁)	
	企 画 部 長	桑 原 秋 則	会 計 課 長	
	市民生活部長	中 山 逸 男	農業委員会事務局長	
	福 祉 部 長	田 代 勇	学校教育課長	江 口 常 雄
	産 業 振 興 部 長	井 上 新 一 郎	社会教育課長	
	ま ち 整 備 部 長	山 口 克 美	総務課長(支所)	
	教 育 次 長		市民税務課長(支所)	徳 永 賢 治
	嬉野総合支所長	森 育 男	保健環境課長(支所)	池 田 博 幸
	総務課長(本庁)	片 山 義 郎	福祉課長(支所)	井 上 嘉 徳
	財 政 課 長	田 中 明	農林課長(支所)	
	企 画 課 長	三 根 清 和	商工観光課長(支所)	一ノ瀬 真
	地域振興課長		建設課長(支所)	一ノ瀬 良 昭
	市民税務課長(本庁)		下 水 道 課 長	
	保健環境課長(本庁)		水 道 課 長	角 勝 義
	本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	筒 井 昇	書 記
書 記		太 田 長 寿		

平成18年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成18年12月20日（水）

本会議第6日目

午前10時 開議

- 日程第1 討論・採決
- 議案第151号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第4号））
- 議案第152号 嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例について
- 議案第153号 嬉野市景観計画策定審議会設置条例について
- 議案第154号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第155号 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第156号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第157号 佐賀県市町総合事務組合の設立について
- 議案第158号 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散について
- 議案第159号 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第160号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散について
- 議案第161号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第162号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について
- 議案第163号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第164号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散について
- 議案第165号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第166号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
- 議案第167号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第168号 佐賀県自治会館組合の解散について
- 議案第169号 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分について

議案第170号	佐賀県後期高齢者医療広域連合の設置について
議案第171号	損害賠償の額を定めることについて
議案第172号	市道路線の廃止について
議案第173号	市道路線の認定について
議案第174号	平成18年度嬉野市一般会計補正予算(第5号)
議案第175号	平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第176号	平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第2号)
議案第177号	平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算(第3号)
議案第178号	平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)
議案第179号	平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第2号)
議案第180号	平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算(第3号)
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第181号	嬉野市教育委員会委員の任命について
日程第2	発議第13号 議会の委任による市長の専決処分に関する条例について
日程第3	発議第14号 道路整備財源の確保に関する意見書について
日程第4	発議第15号 障害者自立支援法の改正を求める意見書について
日程第5	発議第16号 「乳幼児医療費助成制度」の改正を求める意見書について
日程第6	委員長報告
日程第7	閉会中の付託事件について

午前10時 開議

議長(山口 要君)

皆さんおはようございます。連日、大変お疲れさまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 討論・採決を行います。

議案第151号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第4号））について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をいたします。議案第151号は原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第151号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第4号））は承認されました。

次に、議案第152号 嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第152号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第152号 嬉野市防犯設備の設置及び管理に関する条例の制定については可決されました。

次に、議案第153号 嬉野市景観計画策定審議会設置条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第153号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第153号 嬉野市景観計画策定審議会設置条例に

については可決されました。

次に、議案第154号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第154号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第154号 嬉野市税条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第155号 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第155号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第155号 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第156号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第156号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第156号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第157号 佐賀県市町総合事務組合の設立について討論を行います。討論はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第157号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第157号 佐賀県市町総合事務組合の設立については可決されました。

次に、議案第158号 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第158号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第158号 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散については可決されました。

次に、議案第159号 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第159号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第159号 佐賀県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分については可決されました。

次に、議案第160号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第160号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第160号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散については可決されました。

次に、議案第161号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第161号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第161号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分については可決されました。

次に、議案第162号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第162号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第162号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散については可決されました。

次に、議案第163号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第163号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願

ます。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第163号 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分については可決されました。

次に、議案第164号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第164号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第164号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散については可決されました。

次に、議案第165号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第165号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第165号 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分については可決されました。

次に、議案第166号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第166号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第166号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散については可決されました。

次に、議案第167号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第167号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第167号 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分については可決されました。

次に、議案第168号 佐賀県自治会館組合の解散について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第168号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第168号 佐賀県自治会館組合の解散については可決されました。

次に、議案第169号 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第169号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第169号 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分については可決されました。

次に、議案第170号 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設置について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第170号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第170号 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設置については可決されました。

次に、議案第171号 損害賠償の額を定めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第171号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第171号 損害賠償の額を定めることについては可決されました。

次に、議案第172号 市道路線の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第172号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第172号 市道路線の廃止については可決されました。

次に、議案第173号 市道路線の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第173号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第173号 市道路線の認定については可決されました。

次に、議案第174号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第174号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第174号 平成18年度嬉野市一般会計補正予算（第5号）は可決されました。

次に、議案第175号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第175号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第175号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第176号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第176号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第176号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第177号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第177号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第177号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第178号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第178号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第178号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第179号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第179号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第179号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉

野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第180号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第180号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第180号 平成18年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。諮問第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め、答申することに決定いたしました。

次に、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。諮問第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め、答申することに決定いたしました。

次に、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。討論はありませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。諮問第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め、答申することに決定いたしました。

次に、議案第181号 嬉野市教育委員会委員の任命について討論を行います。討論はありませんか。織田議員。

9番（織田菊男君）

反対討論をいたします。

18日に一応御質問いたしました。70歳の定年になられるということで再任はしないというふうな、そういう市長の答えがありましたが、70歳になった時点で再任して、70歳になった時点で定年だったら、そのときに考えるべきじゃないかという考えを私持っております。そういう点で、私はこの件に対しては反対いたします。

議長（山口 要君）

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第181号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第181号 嬉野市教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

日程第2．発議第13号 議会の委任による市長の専決処分に関する条例についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、山口榮一議員。

13番（山口榮一君）

おはようございます。議会の委任による市長の専決処分に関する条例ということで、発議第13号として提出をしております。

標記のことについて、別紙のとおり嬉野市議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成18年12月20日提出。提出者は、私初め、議運のメンバーでございます。

理由として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき条例の制定が必要であるということでございます。

案について朗読いたします。

議会の委任による市長の専決処分に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、議会がその議決により指定した、市長において、専決処分することができる事項を定めるものとする。

(専決処分事項)

第2条 議会が指定した専決処分事項は次のとおりである。

(1) 1件100万円以下において、法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に関する
こと。ただし、交通事故による場合は、次に定める額を限度とする。

ア 対人賠償額 自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)第2条第1項
第1号イに定める保険金額に相当する額

イ 対物補償額 市が保険契約している任意保険金額に相当する額

(2) 地方自治法243条の2第3項の規定により監査委員が決定した市職員の損害賠償額
が5万円以下の場合における同条第8項の規定による賠償責任の免除に関すること。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

以上でございます。

議長(山口 要君)

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第13号の質疑を終わります。

これから発議第13号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第13号 議会の委任による市長の専決処分に関する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3 . 発議第14号 道路整備財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、山口榮一議員。

13番（山口榮一君）

それでは、朗読をいたします。

発議第14号 道路整備財源の確保に関する意見書について。

標記のことについて、別紙のとおり嬉野市議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成18年12月20日提出。提出者は、私を含め、議運の委員でございます。

理由といたしましては、必要な道路整備を行う財源を確保する必要があるということでございます。

続いて、案の朗読をいたします。

道路整備財源の確保に関する意見書（案）

人やモノの移動のほとんどを自動車交通に依存している地方にとって、道路は、地域の産業・経済活動や通勤通学などの日常生活を支える最も基礎的な社会資本であり、豊かで安心して暮らせる地域社会の実現にはその整備が不可欠である。

しかしながら、西九州自動車道や有明海沿岸道路をはじめとして、県内道路網の骨格となる広域幹線ネットワークを形成する規格の高い幹線道路の整備や安全・安心を確保するための交通安全対策など地方が必要とする道路整備は早期に実施することが必要である。

また、本市においては地方の生活圏内の幹線道路である国道34号・国道498号については、

朝夕の交通停滞が著しい箇所があるととも、人や車が多いにも関わらず歩道未整備区間や歩道幅員が1 m程度と狭い箇所など多くのこされており、幹線道路としての機能が果たされないばかりか、日常生活の安全性も確保されていない状況にあるため、地域住民の道路整備に対する要望は極めて強いものがある。

このような中、今年6月に施行された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において、道路特定財源の一般財源化を前提とした見直しを図る基本方針が示され、7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、具体案を年内に取りまとめることとされているが、地方にとって道路網は生活を営んでいくために必要な生命線であり、遅れている基幹的な幹線道路の整備や交通安全対策の充実など、今後の真に必要な道路整備を行うための財源を確保する必要がある。

については、このような地方の実情を十分理解し、受益者負担のもと道路利用者が負担している道路特定財源制度の検討にあたっては、地方の声や実情に十分配慮しながら、真に必要な道路整備を進められるよう道路整備のための財源を確実に確保し、遅れている地方の道路整備への配分割合を高めるなど、道路整備財源の充実に努めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長・河野洋平様、参議院議長・扇千景様、内閣総理大臣・安倍晋三様、総務大臣・菅義偉様、財務大臣・尾身幸次様、国土交通大臣・冬柴鐵三様、以上でございます。

よろしく願いをいたします。

議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第14号の質疑を終わります。

これから発議第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願いま

す。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第14号 道路整備財源の確保に関する意見書については原案のとおり可決されました。

日程第4 . 発議第15号 障害者自立支援法の改正を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、神近勝彦議員。

11番（神近勝彦君）

それでは、発議第15号 障害者自立支援法の改正を求める意見書について御説明申し上げます。

このことにつきましては、提出者、神近勝彦ほか文教厚生委員の議員の皆様でございます。

提出理由につきましては、次ページの障害者自立支援法の改正を求める意見書（案）を朗読して、かえさせていただきます。

障害者自立支援法の改正を求める意見書（案）

本年4月から障害者自立支援法の一部が施行され、障害者施策はこれまでの支援費制度から大きく転換した。また、10月から法の本格施行に伴い、障害者施設や居宅支援の利用にかかる応益負担（定率1割）が導入され、特に所得の低い障害者の生活を直撃し、施設からの退所、作業所への通所やホームヘルプサービス利用の制限など障害者及び保護者の不安が高まっている。また、事業所側も報酬単価の引き下げや日払い化によって事業運営の継続が困難な状況に追い込まれており、障害者を取り巻く環境は大変厳しいものとなっている。

その結果、障害者の生活実態を重く見た地方自治体は、応益負担・自立支援医療費について独自の負担軽減策を講じている事態となっている。このように施行直後から、多くの自治体が軽減策を講じなければならない事態は、法の制度設計に無理があったといわざるを得ない。

よって、国におかれては、利用者による一定の負担を原則としつつも、障害者の地域における社会参加と自立した生活を支援する観点から、障害者自立支援法について下記の事項について見直しが行なわれるよう要望する。

記

- 1．障害者自立支援法施行による障害当事者、家族、事業所、地方自治体への影響調査を早急に行ない、真にノーマライゼーションの理念に則した見直しを行なうこと。
- 2．通所施設・居宅サービスの利用料や障害児施設を利用する保護者の負担軽減措置の充実を図ること。
- 3．障害程度区分の認定については、障害当事者の個々の生活ニーズに基づいて実情に即した判定が適正になされるよう改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長・河野洋平様、参議院議長・扇千景様ほか関係大臣でございます。

議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第15号の質疑を終わります。

これから発議第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第15号 障害者自立支援法の改正を求める意見書については原案のとおり可決されました。

日程第5．発議第16号 「乳幼児医療費助成制度」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、神近勝彦議員。

11番（神近勝彦君）

発議第16号 「乳幼児医療費助成制度」の改正を求める意見書について説明いたします。

提出者は神近勝彦、また、賛成者は文教厚生委員の議員の皆様でございます。

提案理由につきましては、次ページの「乳幼児医療費助成制度」の改正を求める意見書

(案)を朗読して、かえさせていただきます。

「乳幼児医療費助成制度」の改正を求める意見書(案)

今日、我が国においては、育児に対し様々な行政上の支援が行われている。しかし、高齢者を除いた最も受療率の高い乳幼児、就学前児童の医療に対する対策が不十分であり、保護者が安心して育児や治療を行える環境が整備されているとは言いがたい。

我が国における一人の女性が生涯に産む子どもの平均数である合計特殊出生率は平成7年が1.42、平成17年が1.26と、この10年間で0.16も低下しており、我が国の少子化傾向に歯止めのかからない状況が続いている。この少子化の理由として、様々な指摘がなされているが、出産費や疾病の費用等、育児における諸費用が大きいことも理由の一つに挙げられている。

しかし、乳幼児、就学前児童段階における早期発見・早期治療は子どもの生涯の健康を確保する上で極めて重要であり、早急に十分な医療体制を整備する必要がある。その一環として、現在、医療保険の自己負担分を公費で負担する乳幼児医療費無料化または、軽減制度がほとんどすべての都道府県で実施されているが、近年においては対象年齢を乳幼児から就学前まで拡大している都道府県がほとんどである。

しかし佐賀県において通院、入院の乳幼児対象年齢は、全国最低の2歳児までとなっている。県下の市町においては、財政難のために対象年齢や助成の程度等、その内容は様々であり均一性、安定性を欠いたものとなっている。

よって、佐賀県におかれては、就学前までの子どもを対象とした「就学前医療費助成制度」を県の制度として早急に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、佐賀県知事・古川康様でございます。

議長(山口 要君)

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第16号の質疑を終わります。

これから発議第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第16号 「乳幼児医療費助成制度」の改正を求める意見書については原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました発議第13号から16号の意見書は、後日、関係大臣等へ送付いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

議長（山口 要君）

それでは、再開いたします。

日程第6．委員長報告を議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました陳情の審査結果について、委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会の審査結果について報告を求めます。野副道夫総務企画常任委員長。

総務企画常任委員長（野副道夫君）

陳情第19号について付託を受けておりましたので、総務企画委員会で審査をした結果について、会議規則第100条の規定により報告を申し上げます。

陳情の内容につきましては、「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める市議会での意見書採択についてという内容でございました。

審査結果につきましては、結論から申し上げますと、継続審査といたしました。

内容は、人権擁護の立場からは賛意を表するものでありますけれども、いろいろな最近のマスコミ報道を見ておきますと、奈良市での事件等も発生をしております。したがって、佐賀県内、各市町村の実情も見ながら検討していいんじゃないかというような結論に達したわけございまして、結果的に継続審査ということにいたしました。

以上です。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

陳情第19号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める市議会での意見書採択についての陳情書は、委員長報告のとおり継続審査といたします。

次に、文教厚生常任委員会の審査結果について報告を求めます。神近勝彦文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、本委員会、文教厚生常任委員会に付託されておりました2件の陳情につきまして、審査の結果を御報告いたします。

本委員会に付託されました陳情は、陳情第17号 体育館移転等についての陳情書、並びに陳情第22号（財政的援助を求める）陳情書の2件でございました。

審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第100条の規定により報告いたします。

陳情第17号につきましては、審査結果は採択でございます。

理由としましては、願意妥当と考え、地元やPTAとの協議を行うよう所管課に申し入れを行いました。

陳情第17号は以上です。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第17号 体育館移転等についての陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、陳情第17号 体育館移転等についての陳情書は採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

議長（山口 要君）

それでは、再開いたします。

次に、陳情第22号（財政的支援を求める）陳情書についての報告を求めます。文教厚生常任委員長、神近勝彦議員。

文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、陳情第22号について、本委員会に付託されました事件について、審査の結果を下記のとおり決定しましたので、会議規則第100条の規定により報告いたします。

陳情第22号（財政的援助を求める）陳情書でございます。

審査の結果は、採択でございました。

理由につきましては、願意妥当と考え、財政支援措置について前向きに検討されるよう所管課に申し入れを行いました。

以上であります。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで陳情第22号（財政的援助を求める）陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、陳情第22号（財政的援助を求める）陳情書は採択することに決定をいたしました。

次に、産業建設常任委員会の審査結果について報告を求めます。川原等産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（川原 等君）

それでは、産業建設常任委員会に付託されました審査の結果について、会議規則第100条の規定により報告いたします。

まず、陳情第16号 平成18年台風被害対策に関する要請書について、採択といたしました。国の激甚災害の指定も受けているので、県と力を合わせ市としてもできるだけの支援をされるよう所管課に申し入れをいたします。

以上です。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第16号 平成18年台風被害対策に関する要請書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、陳情第16号 平成18年台風被害対策に関する要請書は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第18号 通学路である市道冬野南部線の拡幅工事についての要望書について報告を求めます。川原等産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（川原 等君）

それでは、陳情第18号 通学路である市道冬野南部線の拡幅工事についての要望書については、採択といたしました。

理由として、通学路の整備は必要と認められるので、対応を所管課に申し入れをいたします。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

陳情第18号 通学路である市道冬野南部線の拡幅工事についての要望書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、陳情第18号 通学路である市道冬野南部線の拡幅工事についての要望書については採択することに決定いたしました。

次に、陳情第21号 森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の具体化に向けた政策の確立を求める要請書について報告を求めます。川原等産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（川原 等君）

それでは、陳情第21号 森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の具体化に向けた政策の確立を求める要請書について、継続審査といたしました。

理由としましては、国内外の状況調査が必要と思われまますのでということでございます。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

陳情第21号 森林・林業基本計画と地球温暖化防止対策の具体化に向けた政策の確立を求める要請書につきましては、委員長報告のとおり継続審査といたします。

次に、陳情第23号 陳情書（林道藤山線の拡幅及び改修工事について）の報告を求めます。
川原等産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（川原 等君）

それでは、陳情第23号 陳情書（林道藤山線の拡幅及び改修工事について）でございますけれども、採択といたしました。

理由として、県有林道としての幅員は確保されているものの、大型摘採機の導入や生活道路としての需要が増大し、新たな問題が発生しております。離合場所の確保など、早急な対応が必要と認められるので、対応を所管課に申し入れをいたします。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

陳情第23号 陳情書（林道藤山線の拡幅及び改修工事について）の討論を求めます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、陳情第23号 陳情書（林道藤山線の拡幅及び改修工事について）は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第24号 市道下岩屋線（横道～庵の山間）の側溝蓋取付けに関する陳情書について報告を求めます。川原等産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（川原 等君）

それでは、陳情第24号 市道下岩屋線（横道～庵の山間）の側溝蓋取付けに関する陳情書について、採択といたしました。

理由として、通学路としても利用されており、側溝ふた取りつけとともに速度規制等の対応も協議されるように所管課に申し入れをいたします。

以上でございます。

議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

陳情第24号 市道下岩屋線（横道～庵の山間）の側溝蓋取付けに関する陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、陳情第24号 市道下岩屋線（横道～庵の山間）の側溝蓋取付けに関する陳情書は採択することに決定いたしました。

なお、陳情第16号、17号、18号、22号、23号及び24号については、後日、執行部へ申し入れを行います。

日程第7．閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会に提出されました案件の審議、討論、採決など、すべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。平成18年第4回嬉野市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前10時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員